

経済戦略局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約分)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由 (随意契約理由番号)</a>	WTO
1	令和元年度大阪市版TID制度構築に向けた詳細検討及び会議運営補助業務委託	各種施策研究・調査	有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所	6,683,040円	令和1年7月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
2	大阪市こども本の森中之島開館準備業務委託	その他	TRC&長谷工meet BACH	53,251,854円	令和1年7月17日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
3	大阪市立扇町プール中央監視制御設備整備業務委託	機械設備等保守点検	アズビル(株)ビルシステムカンパニー関西支社	6,728,400円	令和1年7月18日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
4	大阪市長居陸上競技場陸上競技計測システム整備業務委託	機械設備等保守点検	(株)ニシ・スポーツ関西営業所	27,270,000円	令和1年7月18日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	—
5	大阪市計量検査所昇降機設備整備業務委託	機械設備等保守点検	(株)日立ビルシステム 関西支社	23,760,000円	令和1年7月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
6	市内観光案内表示板に関する調査・検討業務委託	各種施策研究・調査	(株)長大 大阪支社	4,884,347円	令和1年7月26日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
7	平成31年度グローバルイノベーション創出支援事業(第2期)業務委託	各種施策研究・調査	OIHプロジェクトコンソーシアム共同体	71,183,188円	令和1年8月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
8	平成31年度スポーツ・スタートアップ事業業務委託	各種施策研究・調査	(株)JR西日本コミュニケーションズ	10,746,000円	令和1年8月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—

経済戦略局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約分)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由 (随意契約理由番号)</a>	WTO
9	西淀川小売市場民営活性化事業 施設東側塀撤去業務委託	その他	(株)アディックス	7,992,000円	令和1年8月20日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号	G17	—
10	平成31年度伝統芸能鑑賞会(上 方芸能)企画運営業務委託	催事	(公社)上方落語協 会	1,594,166円	令和1年8月26日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	—
11	令和元年度ウオーキングイベント 企画運営業務委託	催事	(有)蔵ディレクショ ン	7,819,398円	令和1年9月2日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	—
12	大阪産業創造館機械駐車設備整 備業務委託	機械設備等保守点検	三菱重工機械シス テム(株)	19,980,000円	令和1年9月6日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	—
13	大阪市長居陸上競技場自動火災 報知設備整備業務委託	消防設備保守点検	パナソニック防災シ ステムズ(株)	32,400,000円	令和1年9月12日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	—
14	平成31年度伝統芸能鑑賞会(能・ 狂言)企画運営業務委託	催事	(公社)能楽協会	4,102,920円	令和1年9月17日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	—
15	大阪市立中央屋内プール中央監 視制御設備整備業務委託	機械設備等保守点検	アズビル(株)ビル システムカンパニー 関西支社	5,543,640円	令和1年9月17日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	—
16	大阪市立東成屋内プール中央監 視制御設備整備業務委託	機械設備等保守点検	アズビル(株)ビル システムカンパニー 関西支社	5,562,000円	令和1年9月17日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	—

経済戦略局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約分)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由 (随意契約理由番号)</a>	WTO
17	大阪市長居陸上競技場吸収式冷温水機設備整備業務委託	機械設備等保守点検	(株)日立ビルシステム 関西支社	4,123,764円	令和1年9月18日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和元年度大阪市版T I D制度構築に向けた詳細検討及び会議運営補助業務委託

## 2 契約の相手方

有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所

## 3 随意契約理由

本業務は、「大阪市版 TID」制度（以下、「本制度」という。）の構築をめざし、本制度化に向けた詳細検討を行ったうえでモデル事業実施計画を策定するとともに、大阪市（以下、「本市」という。）が設置する検討会議の運営補助業務を行うものである。

本業務は、本制度の構築に向けた検討調査が主であり、米国サンフランシスコ市など、海外では TID の事例があるものの、国内の自治体等においては前例がないため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、平成 29 年度の「大阪市版 TID 制度に向けた検討にかかる調査及び会議運営補助業務委託」（以下、「平成 29 年度業務委託」という。）及び平成 30 年度の「大阪市版 TID 制度構築に向けた詳細検討及び会議運営補助業務委託」（以下、「平成 30 年度業務委託」という。）において、予算額の範囲内に置いて、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定してきた。その結果、上記の公募型プロポーザルへの応募は、両年度ともに、有限責任監査法人トーマツ大阪事務所（以下、「上記事業者」という。）のみの応募であり、その提案は優秀なものであったことから両年度ともに上記事業者と契約に至っている。

本業務については、国内での先進事例もない中で、平成 29 年度からの詳細検討を継続しているが、今年度も引き続き検討が必要な状況となっている。また、本制度については、法定外目的税などの税制や、地方自治法に基づく分担金及び地域再生法に基づく新たな負担金、本市の観光地域まちづくり施策やエリアマネジメント団体活動など、幅広い分野での知識が必要とされる。

更に、本制度の構築に向けて有識者会議を設定しているが、これまで携わってきた有識者と今後も継続審議することが決まっており、各有識者の専門性やこれまでの指摘や意見を把握する必要がある。

上記事業者においては、平成 29 年度業務委託を受注し、本制度の検討開始段階から調査を行うとともに、米国サンフランシスコ市の事例調査に本市職員と同行し、総務省や内閣府など国の関係機関とのヒアリングを行ってきた。同様に、平成 30 年度業務

委託を受注し、本制度に関するより具体的な財源について税制や法に基づく分担金等での活用の検討を行うとともに、TIDモデル事業（以下、「モデル事業」という。）のスキーム案など、詳細検討を行い、2年間の有識者による検討会議の運営補助も円滑に行ってきた。

今年度は新たにモデル事業の実施を予定しているが、本業務においては、そのモデル事業の実施主体者とは異なる客観的な立場から、モデル事業の進捗確認を行うとともに、有識者会議へのフィードバックを実施し、本制度の構築に向けて前進させる必要がある、さらには他のモデル事業のあり方も検討する必要がある。

そのためには、これまで検討調査を積み重ねてきた国内では初の試みとなる本制度への実績と専門性、加えて有識者会議の各有識者との関係性、モデル事業のあり方への提案など、平成29年度業務委託及び平成30年度業務委託での知識と経験が必要不可欠である。

仮に、本業務を他の事業者を実施させた場合、本制度を把握し、業務着手までにかかりの時間を要することとなり、本業務が適切に実施することができなくなる恐れがあることから、上記事業者に本業務を実施させることが望ましいと考える。

以上の理由により、上記事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき随意契約を締結した。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

#### 5 担当部署

経済戦略局観光部観光課（電話番号 06-6469-5151）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪市こども本の森中之島開館準備業務委託

## 2 契約の相手方

T R C & 長谷工 meet BACH

## 3 随意契約理由

こども本の森 中之島（以下「本の森」という。）は、大阪出身の建築家である安藤忠雄氏からの「本や芸術文化を通じて子どもたちが豊かな創造力を育む施設として活用するため、中之島公園内にこども本の森 中之島を整備し、大阪市に寄附するとともに、運営費用については、広く賛同者を募り大阪市への寄附を呼びかけていきたい」という提案を受け、「子ども等に対し、文学を中心とした良質で多様な芸術文化等に触れる機会を提供する施設」として開館するものである。

本の森は、安藤氏が設計・建設した上で、大阪市に寄附することとなっており、令和元年10月末を目途に建物が完成する予定であり、その後開館準備期間を経て、令和2年3月に開館し、指定管理者による運営を行う予定である。

平成31年1月には、指定管理者の提案内容を開館後の管理運営に円滑かつ効果的に反映するために、開館準備業務と施設の管理運営業務を一体の業務として、両業務の事業者を募集したところである。

その後、有識者4名で構成される大阪市こども本の森中之島指定管理予定者選定委員会において意見を聴取した結果、コンセプトが明確であり、豊富な実績に基づく安定した運営が期待できるとのことであったため、上記事業者を指定管理予定者として選定し、6月13日に議会の議決を得たことにより本の森を運営する指定管理者として決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当し、施設の管理運営業務と本業務の事業者を一体的に募集していることから、指定管理者である上記事業者と随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

經濟戰略局文化部文化課（電話番号 06-6469-3889）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪市立扇町プール中央監視制御設備整備業務委託

## 2 契約の相手方

アズビル株式会社 ビルシステムカンパニー関西支社

## 3 随意契約理由

本業務は、大阪市立扇町プールに設置されている中央監視制御設備（以下、「設備」という。）について、劣化部品の整備業務を委託するものである。

本設備は、監視装置、変換装置、制御ソフトウェア、通信ネットワーク等からなる複合装置で、散在する監視・制御対象となる電気機械設備（受変電設備、空調衛生設備、防災設備等）の情報を一元的に管理する目的で設置したものであるが、設置後21年が経過し、経年劣化により設備を構成する部品に動作不良が生じていることから、設備として十分な能力が発揮されず、適正な施設管理を維持することが困難な状態となっている。本設備が故障している状態では、施設の運営に支障をきたすこととなるため、本設備の劣化部品の整備を行い、正常な状態に復旧する必要がある。

本業務は、設備を構成する部品の一部について整備するものであるが、その設備については、製造事業者独自の設計思想に基づき製造されており、整備に際しては、製造事業者独自の技術を要するため、本業務の履行にあたっては、製造事業者でなければ整備を行うことは不可能である。

以上の理由により、上記製造事業者のみが施工できる唯一の事業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

経済戦略局 企画総務部 施設整備課（電話番号 06-6469-5145）



## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪市長居陸上競技場陸上競技計測システム整備業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社ニシ・スポーツ 関西営業所

## 3 随意契約理由

本業務は、大阪市長居陸上競技場（以下「競技場」という。）に設置された陸上競技計測システム（以下「設備」という。）の劣化した部品の取替及び周辺機器の整備を行うものである。

本設備は、スタート発信装置、写真判定装置、風力測定装置、フィールド測定装置、記録情報処理システム等（以下「各装置」という。）からなる複合設備で、陸上競技の記録を敏速・確実に計測・記録を行えるように動作のプログラムを組み込んだ特殊仕様のシステムである。

しかしながら、設置後 25 年が経過し、経年劣化により設備を構成する部品の動作不良が生じていることから、正確な計測・記録ができない可能性があり、競技場利用者に多大な迷惑をかけ、競技場の運営に支障をきたすため、設備の劣化した部品を取替及び周辺機器の整備を行い、正常な状態に復旧する必要がある。

各装置間の連携については独自の設計に基づいており、また、その構成は本競技場独自に構成されたものである。本設備については、その製造・構成から保守点検に至るまでの業務を上記事業者が一貫して請け負っており、迅速かつ正確に整備を行うことができると考えられる。また、上記事業者以外に業務を実施させると、今後故障が発生した場合、復旧のための責任の所在が不明確となり、責任の一元化を図ることができず、故障発生時の対応が困難となるなど著しく支障が生じる恐れがある。

以上の理由により、上記事業者のみが責任の一元化を図り施工できる唯一の事業者であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

經濟戰略局 企画総務部 施設整備課（電話番号 06-6469-5145）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪市計量検査所昇降機設備整備業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社日立ビルシステム 関西支社

## 3 随意契約理由

本案件は、大阪市計量検査所に設置されている昇降機設備（以下、「設備」という。）について、劣化部品等の整備業務を委託するものである。

本設備は、設置後 25 年が経過し経年劣化により設備を構成する部品の各所に劣化が見受けられるとともに、平成21年 9 月に建築基準法施行令の一部改正に伴い、設置が義務化された安全装置（戸開走行保護装置、地震時管制運転装置）の基準に適応させるため、劣化部品と共に整備を行い、正常な状態に復旧する必要がある。

本業務は、本設備を構成する部品について整備するものであり、昇降機の構造、部品の形状や規格等が各社異なることから、本業務の履行にあたっては、製造事業者でなければ整備を行うことは不可能である。

以上の理由により、本設備の製造事業者である上記事業者のみが施工できる唯一の事業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

経済戦略局 企画総務部 施設整備課（電話番号 06-6615-3718）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

市内観光案内表示板に関する調査・検討業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社長大 大阪支社

## 3 随意契約理由

本業務は、観光案内板の案内機能、効果的な設置場所、民間活力の導入を含めた整備手法を総合的に調査・検討を行い、市内観光案内表示板の整備方針（案）を策定するものである。他都市における類似業務の前例がないため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましい。

効果的な業務遂行にあたっては、案内表示の調査・検討や整備・設置業務の実績など高度な知識・豊富な経験、ノウハウを有する民間事業者から企画提案させ、競わせることが最も効果的と考えるため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

企画提案内容については、学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、上記事業者の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、経済戦略局公募型プロポーザル方式受注者選定委員会において上記事業者を受注予定者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

経済戦略局観光部観光課（電話番号 06-6469-5163）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

平成 31 年度グローバルイノベーション創出支援事業（第 2 期）業務委託

## 2 契約の相手方

O I H プロジェクトコンソーシアム共同体

## 3 随意契約理由

本業務は、関西一円から起業家やそれらを支援する大企業、ベンチャーキャピタルを集め、結合・反応させてイノベーションを創出する各種イベントを実施していくが、それには産学官連携やその成果の国際展開支援、起業家支援などに関する専門的知識や能力、経験がより重要である。したがって、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内に置いて、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

このことから、企画提案内容について学識経験者等外部委員 3 名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、上記事業者の評価点が高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、経済戦略局公募型プロポーザル方式受注者選定委員会において上記事業者を受注者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当することから、上記事業者と随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

経済戦略局立地交流推進部イノベーション担当（電話番号 06-6615-3018）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

平成 31 年度スポーツ・スタートアップ事業業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社 JR 西日本コミュニケーションズ

## 3 随意契約理由

生涯スポーツの振興においては、「大阪市スポーツ振興計画」に掲げているスポーツ実施率の向上を目標に、スポーツを継続的に始めるきっかけづくりを提供し、だれもがスポーツに触れることのできる機会を増やすことが重要である。

現在、スポーツ部では各種事業を実施しているが、これらの事業を効果的に実施するために本事業を行うものである。具体的には、スポーツ課で実施するイベント等の年間を通じた情報提供や、健康面などから体を動かすことの重要性を気づいてもらう各種広報、身体を動かすきっかけづくりとなる事業（例：イベント時に体力測定を行い、現在の身体的状況を知ってもらうなど）を実施する。また、より効果的なスポーツ施策を行うために、スポーツ部の各事業において実施した調査アンケートの分析なども併せて行う。

よって、魅力ある広報・イベントを実施するため、その運営において、民間事業者の持つノウハウ・発想・創造性を活かすため、予算額の範囲内に置いて、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等外部委員 3 名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、株式会社 JR 西日本コミュニケーションズの評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、経済戦略局公募型プロポーザル方式受注者選定委員会において株式会社 JR 西日本コミュニケーションズを受注者に決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

経済戦略局スポーツ部スポーツ課（電話番号 06-6469-3863）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

西淀川小売市場民営活性化事業施設東側塀撤去業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社アディックス

## 3 随意契約理由

本業務は、西淀川小売市場民営活性化事業施設の東側コンクリートブロック塀について、撤去作業等を行うものである。

当該ブロック塀については、老朽化等により隣地側に傾いており、越境している状態である。

現在、隣地においては、令和2年4月入居に向け、新築マンションを建設している。隣地所有者より新築マンション建設に支障をきたしているため、早急に当該ブロック塀の越境を解消してほしいとの申し出があった。

早急に当該ブロック塀の越境を解消しなければ、新築マンションの建設工事が遅れ、令和2年4月にオープンできず、入居予定者に対して違約金が発生し、隣地所有者の財産その他の利益に大きな影響を及ぼす恐れがある。地域住民の財産保持の観点から一刻も早く越境を解消することが必要である。万が一隣地所有者に損害を与えることになれば、本市が訴訟リスクを抱えることとなり、本市に多大な損害を及ぼすことから、早急に当該ブロック塀を撤去し、越境を解消する必要がある。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」に該当することから、平成31年度経済戦略局緊急修繕・工事請負登録業者であり、かつ緊急に対応が可能である株式会社アディックスと随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

## 5 担当部署

経済戦略局産業振興部産業振興課（電話番号 06-6615-3791）



## 随意契約理由書

## 1 案件名称

平成 31 年度伝統芸能鑑賞会（上方芸能）企画運営業務委託

## 2 契約の相手方

公益社団法人上方落語協会

## 3 随意契約理由

本業務は、市民（特に伝統芸能初心者や青少年）が様々な伝統芸能を身近に親しめるよう、鑑賞機会を提供するとともに、伝統芸能（講談、落語、浪曲、上方舞などの上方を代表する伝統芸能。ただし能楽、文楽、歌舞伎は除く）の普及を図るため、解説および体験コーナーを交えた鑑賞会を企画・実施するものである。

本業務の実施にあたっては、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内に置いて、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

このことから、企画提案内容について学識経験者等外部委員 3 名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、公益社団法人上方落語協会の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、経済戦略局公募型プロポーザル選定委員会において公益社団法人上方落語協会を受注者と決定したことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

経済戦略局文化部文化課（電話番号 06-6469-5173）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和元年度ウオーキングイベント企画運營業務委託

## 2 契約の相手方

有限会社蔵ディレクション

## 3 随意契約理由

生涯スポーツの振興においては、スポーツを継続的に始めるきっかけづくりを提供し、誰もがスポーツに触れることのできる機会を増やすことが重要である。ウオーキングは特別な道具や場所を必要とせず、日頃運動をしていない人でも気軽に始められ、幅広い層の市民が取り組みやすいスポーツであるため、生涯スポーツの振興を図るうえで非常に有効である。

事業の実施にあたっては、大阪のまちの魅力を感じながら見て歩くことができる、大阪の都市魅力を再発信できるコースを設定し、より多くの市民と外国人にも楽しめるウオーキングイベントを目指すものである。

よって、魅力あるウオーキング事業を実施するため、その運営において、民間事業者の持つノウハウ・発想・創造性を活かすため、価格のみの競争入札をとらず、事業提案により事業者を募集・選定することとした。

その結果、3事業者から応募があり、外部委員からなる有識者会議による企画提案書審査及びプレゼンテーション審査の結果を基に、経済戦略局公募型プロポーザル方式受注者選定委員会において、有限会社蔵ディレクションを受注者に決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167号の2第1項第2号

## 5 担当部署

経済戦略局スポーツ部スポーツ課（電話番号 06-6469-3882）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪産業創造館機械駐車設備整備業務委託

## 2 契約の相手方

三菱重工機械システム株式会社

## 3 随意契約理由

本業務は、大阪産業創造館に設置された機械駐車設備（以下「本設備」という。）を構成する機器の更新、ソフトウェア変更及び周辺機器との調整等の整備業務を行うものである。

本設備の自動入出庫運転は、IPS 管理コンピュータ、駐車券紛失対策コンピュータ及びユニットコンピュータ盤等の機器により構成され（以下「構成機器」という。）、それが適切に稼働することにより管理、運転がなされている。構成機器の耐用年数は7～8年程度であるが、既に設置から13年が経過しており、メーカーによる保守対応期間も終了していることから、故障時に修理ができない状況である。

また、大阪産業創造館は、有料施設として会議室や研修室のほか展示会等で使用するイベントホール等の施設があり、多くの利用者がいる。仮に本設備が故障した場合、利用者が施設を十分に利用できず、施設の運営に支障をきたすこととなる。安定した施設管理や運営及び予防保全の観点から、構成機器の更新等の整備を早急に行う必要がある。

本設備は、大阪産業創造館の設置スペース、運用条件を踏まえて製造されており、特に本設備のコンピュータシステムのプログラムは大阪産業創造館向けに作成されたものである。このことから、プログラム内容については製造事業者の企業機密であり、独自の技術を要することから、製造事業者でなければ本設備の整備を行うことは不可能である。

以上の理由により、上記事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

経済戦略局産業振興部企業支援課（電話番号 06-6264-9837）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪市長居陸上競技場自動火災報知設備整備業務委託

## 2 契約の相手方

パナソニック防災システムズ株式会社

## 3 随意契約理由

本業務は、大阪市長居陸上競技場（以下「競技場」という。）に設置された自動火災報知設備（以下「設備」という。）の劣化した機器の取替及び周辺機器の整備を行うものである。

本設備は、火災受信盤、防災表示盤、非常電話盤等からなる複合設備で、競技場内の中央監視室に設置された火災受信盤より、長居トレーニングセンター、建設局長居公園事務所及び大阪市立長居ユースホステルに設置されている副受信盤に、火災警報表示などの役割を果たす機器であり、また、赤外線火災覚知設備や避難誘導システムと連携し競技場利用者を敏速、安全に避難誘導が行えるように動作のプログラムを組み込んだ特殊仕様の設備である。

しかしながら、設置後 25 年が経過し、経年劣化により設備を構成する機器に不具合が生じる恐れがある。万が一、本設備が不具合を起こした場合、競技場利用者の安心・安全を確保できなくなり、競技場利用者に多大な迷惑をかけ、競技場の運営に支障をきたすため、機器の取替及び周辺機器の整備を行う必要がある。

本設備は、機器の構成や制御方法並びに赤外線火災覚知設備や避難誘導システムとの連携について、独自の設計に基づき製造されていることから、整備に際しては製造事業者独自の技術を要するため、製造事業者でなければ整備を行うことは不可能である。

以上の理由により、上記製造事業者のみが施行できる唯一の事業者であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

經濟戰略局 企画総務部 施設整備課（電話番号 06-6469-5145）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

平成 31 年度伝統芸能鑑賞会（能・狂言）企画運営業務委託

## 2 契約の相手方

公益社団法人能楽協会

## 3 随意契約理由

本業務は、市民、特に伝統芸能初心者や青少年が様々な伝統芸能を身近に親しめるよう、鑑賞機会を提供するとともに、伝統芸能（能楽）の普及を図るため、解説および体験コーナーを交えた鑑賞会を企画・実施するものである。

本業務の実施にあたっては、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内に置いて、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

このことから、企画提案内容について学識経験者等外部委員 3 名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、公益社団法人能楽協会が契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、経済戦略局公募型プロポーザル方式受注者選定委員会において上記事業者を受注者と決定したことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

経済戦略局文化部文化課（電話番号 06-6469-5173）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪市立中央屋内プール中央監視制御設備整備業務委託

## 2 契約の相手方

アズビル株式会社 ビルシステムカンパニー関西支社

## 3 随意契約理由

本案件は、大阪市立中央屋内プールに設置されている中央監視制御設備（以下、「設備」という。）について、劣化部品の整備業務を委託するものである。

本設備は、監視装置、変換装置、制御ソフトウェア、通信ネットワーク等からなる複合装置で、散在する監視・制御対象となる電気機械設備（受変電設備、空調衛生設備、防災設備等）の情報を一元的に管理する目的で設置したものであるが、設置後17年が経過し、経年劣化により設備を構成する部品に動作不良が生じる恐れがある。万が一、本設備が故障した場合、設備として十分な能力が発揮されず、適正な施設管理を維持することが困難な状態となり、施設の運営に支障をきたすこととなるため、本設備の劣化部品の整備を行う必要がある。

本業務は、設備を構成する部品の一部について整備するものであるが、その設備については、製造事業者独自の設計思想に基づき製造されており、整備に際しては、製造事業者独自の技術を要するため、本業務の履行にあたっては、製造事業者でなければ整備を行うことは不可能である。

以上の理由により、上記製造事業者のみが施工できる唯一の事業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

経済戦略局 企画総務部 施設整備課（電話番号 06-6469-5145）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪市立東成屋内プール中央監視制御設備整備業務委託

## 2 契約の相手方

アズビル株式会社 ビルシステムカンパニー関西支社

## 3 随意契約理由

本案件は、大阪市立東成屋内プールに設置されている中央監視制御設備（以下、「設備」という。）について、劣化部品の整備業務を委託するものである。

本設備は、監視装置、変換装置、制御ソフトウェア、通信ネットワーク等からなる複合装置で、散在する監視・制御対象となる電気機械設備（受変電設備、空調衛生設備、防災設備等）の情報を一元的に管理する目的で設置したものであるが、設置後 20 年が経過し、経年劣化により設備を構成する部品に動作不良が生じる恐れがある。万が一、本設備が故障した場合、設備として十分な能力が発揮されず、適正な施設管理を維持することが困難な状態となり、施設の運営に支障をきたすこととなるため、本設備の劣化部品の整備を行う必要がある。

本業務は、設備を構成する部品の一部について整備するものであるが、その設備については、製造事業者独自の設計思想に基づき製造されており、整備に際しては、製造事業者独自の技術を要するため、本業務の履行にあたっては、製造事業者でなければ整備を行うことは不可能である。

以上の理由により、上記製造事業者のみが施工できる唯一の事業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

経済戦略局 企画総務部 施設整備課（電話番号 06-6469-5145）



## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪市長居陸上競技場吸収式冷温水機設備整備業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社日立ビルシステム 関西支社

## 3 随意契約理由

本案件は、大阪市長居陸上競技場（以下、「競技場」という。）に設置されている吸収式冷温水機設備（以下、「本設備」という。）について、劣化部品の取替及び周辺機器の整備業務を委託するものである。

本設備は、空調設備の冷温水（熱源）を作り出す装置で、競技場内のトレーニングセンター（以下、「本施設」という。）を適正な温度に維持する目的で設置されたものであるが、設置後 25 年が経過し、経年劣化により設備を構成する部品に動作不良が生じ設備として十分な能力が発揮されず、室内を適正な温度に維持することが困難な状態となっている。

本施設は、有料施設であり多くの施設利用者が健康増進や交流を目的として利用されていることから、本設備が故障している状態では、本施設利用者に多大な迷惑をかけ、本施設の運営にも支障をきたすため、本設備の劣化部品の取替及び周辺機器の整備を行い正常な状態に復旧する必要がある。

本設備は、上記事業者が製造した設備であり、整備作業を行うには製造事業者のみが有する本設備の構成及び特性・機能に関する独自の高度な専門知識及び技術が必要で、また試運転調整時には機器専用データ解析を行いその内容については、社外開示不可となっていることから、製造事業者でなければ取替整備を行うことは不可能である。

以上の理由により、上記事業者のみが施工できる唯一の事業者であるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

経済戦略局 企画総務部 施設整備課（電話番号 06-6469-5145）